

第2編 障がい者基本計画

第1章 地域生活への支援の充実

第1節 居住の場への支援の充実

現状と課題

障がい者が必要なときに必要な場所で、地域の実情に即した適切な支援を受けることができるよう取り組みを進めることで、住民が相互に尊重し合い、安心して暮らすことのできる地域の実現を目指します。

障がい者の居住の場について、町内には主に精神障がい者が長期入院から地域生活移行を進めるグループホームがあります。入所施設は町内にはなく、近隣市町村の施設が利用されています。

施策内容と主な事業

- 居住系サービスは、障がい者が地域で安心して生活していくために重要であるため、ニーズに応じた確保を図っていきます。

事業名	事業内容	担当課
介護給付費 施設入所支援の実施	施設入所支援事業により、障がい者支援施設等に入所している方に、主に夜間に日常生活上の支援を行います。	健康福祉課 社会福祉係

- グループホームの家賃助成及び運営費補助を引き続き実施していきます。

事業名	事業内容	担当課
介護給付費 共同生活援助の実施	共同生活援助事業により、障がいのある人が共同生活を営む住居において、主に夜間に必要な日常生活上の援助を行います。	健康福祉課 社会福祉係

第2節 地域生活支援拠点の整備

現状と課題

地域生活支援拠点とは、障がい者の地域生活を総合的に支援するため、グループホーム等の居住支援機能と、緊急時の短期入所等の地域支援機能を併せ持つ施設です。

夷隅障がい保健福祉圏域で連携しながら、地域生活支援拠点の整備を進めます。

施策内容と主な事業

- 夷隅障がい保健福祉圏域（勝浦市、いすみ市、大多喜町、御宿町）で連携し、地域生活支援拠点の整備を進めます。

事業名	事業内容	担当課
地域生活支援拠点の整備	地域生活支援拠点の設置に向けて圏域内の市町で整備を進めます。	健康福祉課 社会福祉係

第3節 日中活動への支援の充実

現状と課題

障がい者ができる限り住み慣れた地域で自立生活を継続できるよう、また、施設入所者や長期入院者が地域生活に移行できるよう、障害者総合支援法による自立支援給付・地域生活支援事業や、その他の各種生活支援サービス等、心身の状況やニーズに応じた多様な支援を進めます。

日中活動の場は、障がい者の自立と社会参加、そして家族等の介護負担の軽減のために重要です。町内には、就労継続支援（B型）事業所が2か所と、地域活動支援センター、児童発達支援・放課後等デイサービス事業所がありますが、町内の障がい者は町外の事業所を含め、広域的にサービスを受けています。

施設入所者の減少から地域生活への移行が進みつつあることがうかがえるため、日中活動の場について充実を図っていく必要があります。

施策内容と主な事業

- 福祉的就労や社会参加、療育・発達支援等を行う「日中活動の場」の充実に努めます。

事業名	事業内容	担当課
介護給付 訓練等給付	障がい者の自立と社会参加、家族等の介護負担軽減のため、生活介護、自立訓練（機能訓練・生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援（A型・B型）、療養介護等を実施し、各障がい者、家族等のニーズに合わせ支給決定を行います。	健康福祉課 社会福祉係
障害児通所給付費 放課後等デイサービス事業	放課後等デイサービス事業により、就学中の障がい児に対して、授業の終了後または休業日に施設等への通所により、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等を行います。	健康福祉課 社会福祉係
地域生活支援事業 地域活動支援センター事業	地域活動支援センター事業については、いすみ地域活動支援センターレインボーに夷隅郡市2市2町で共同委託しています。創作活動、生産活動を通じて、障がい者の社会復帰と各種行事の開催により、障がい者と地域の方との交流を図ります。	健康福祉課 社会福祉係



第4節 生活支援サービスの充実

現状と課題

「ホームヘルプサービス（居宅介護）」や「ショートステイ（短期入所）」等、在宅生活支援サービスは、在宅生活での障がい者本人の生活の質を高めるとともに、家族等の介護負担の軽減を図るものです。

今後も、障がい者や家族が安心して在宅生活を継続できるよう、ニーズに応じたサービスの充実を図っていく必要があります。

施策内容と主な事業

- 障害者総合支援法に基づく在宅生活支援サービスの充実に努めるとともに、特別障害者手当をはじめとする各種年金・手当、税や利用料の特別措置等、経済的支援制度の周知と利用促進に努めます。

事業名	事業内容	担当課
特別障害者手当 障害基礎年金 等	特別障害者手当をはじめとする各種年金・手当、税や利用料の特別措置等、経済的支援制度を広報・HPにて周知し、利用促進に努めます。	健康福祉課 社会福祉係
在宅生活支援サービスの充実 介護給付費	障害者総合支援法に基づく在宅生活支援サービスの提供体制の確保に努めます。	健康福祉課 社会福祉係



第2章 理解を広げ、権利を擁護する取り組みの推進

第1節 障がいに関する理解促進

現状と課題

国では、平成23年の障害者基本法の改正、平成25年の障害者差別解消法の制定等、障がいを理由とする差別の解消に向けた国内法を整備し、平成26年には、障がい者の権利擁護に関する国際水準である障害者権利条約を批准しました。本町においても、条約が求めるレベルでの「社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮に関する環境整備」を進めていくことが重要です。

また、地域生活支援事業の理解促進・啓発事業や「合理的配慮」についての啓発等の進捗状況が十分でなかったため、充実させていく必要があります。

家庭や地域、学校、職場等あらゆるところで、すべての住民が互いに尊重し合うことができるよう、障がいへの正しい理解を深める多様な啓発活動を推進していきます。

施策内容と主な事業

- 障がい者福祉のことを町民がより深く理解するために、地域生活支援事業の「理解促進研修・啓発事業」等を活用し、障がいのある人とない人の日常的な交流・ふれあいを一層拡大していきます。

事業名	事業内容	担当課
地域生活支援事業 理解促進研修・啓発事業	地域住民の障がいへの理解を深めるため、窓口や掲示板、ホームページ等を活用した啓発を行います。	健康福祉課 社会福祉係
地域における交流機会の充実	夷隅郡市2市2町の共同委託事業として様々な交流を推進します。また、身体障害者福祉会に対し、補助金を交付し地域やボランティアとの交流機会を支えています。	健康福祉課 社会福祉係

- 障害者権利条約で掲げられた「合理的配慮」について、重点的に啓発活動を進めていきます。

事業名	事業内容	担当課
合理的配慮の啓発	「合理的配慮」に関して町広報やホームページを活用し啓発活動を実施します。	健康福祉課 社会福祉係

- 家庭、学校、地域が連携しながら、障がい者の置かれている社会的な課題や、障がい者福祉の理念、制度等の理解を深める福祉教育を実践していきます。

事業名	事業内容	担当課
福祉教育推進事業	学校と連携し、保健体育等の授業を通して、障がい者福祉について理解促進を図ります。	健康福祉課 社会福祉係
	各小中学校で、指導計画に基づき福祉教育に関する学習機会を設け、知識の普及に努めます。	教育課 学校教育係

第2節 相談支援の充実

現状と課題

障がい者や家族が身近な地域で気軽に悩みや生活課題を相談できることは、自立生活のための基本です。本町では、健康福祉課社会福祉係を中心に、庁内各課・係や町社会福祉協議会が連携し、障がい者への相談を行っています。また、圏域でより専門的な相談を行う機関として夷隅健康福祉センター（夷隅保健所）や東上総児童相談所、中核地域生活支援センター夷隅ひなた、さらには相談支援事業所（相談支援事業所そらいろ、いすみ地域活動支援センターレインボー等）があるほか、身体障がい者相談員、民生委員・児童委員等も個別に相談を受け、適切な支援につながるよう努めています。

アンケート調査結果では、困った際の相談先として身近な人が多くなっているため、必要な場合には専門機関が適切に利用されるよう、相談窓口の周知も進める必要があります。

施策内容と主な事業

- 様々な状況の障がい者が気軽に相談や情報提供が受けられるよう、各相談場所における、体制の充実を促進します。また、障がい者や家族等が抱える様々な問題の迅速な解決に向け、障がい者自立支援協議会等を通じて、各部門の連携強化に努めます。

事業名	事業内容	担当課
相談支援事業	圏域内の専門機関のほか、身体障がい者相談員、民生委員・児童委員等も個別に相談を受け、適切な支援につながるよう努めます。また、夷隅地区自立支援協議会の専門部会と連携強化し当事者が抱える問題を迅速に解決できるよう努めます。	健康福祉課 社会福祉係 社会福祉協議会

- 障害者総合支援法の「計画相談支援」、児童福祉法の「障害児相談支援」については、サービス利用者全員のケアプランの作成を目指し、体制整備を促進していきます。

事業名	事業内容	担当課
相談支援事業	計画相談事業を実施し、障がい者（児）が、それぞれに合ったサービスを利用できるようケアプランの作成を行います。	健康福祉課 社会福祉係

- 各相談場所では、様々な状況の障がい者が気軽に相談や情報提供が受けられるよう、プライバシーに配慮した対応や、絵記号の活用、手話の活用等に努めていきます。

事業名	事業内容	担当課
相談支援事業	庁内各課や社会福祉協議会が連携し、障がい者への相談を行います。プライバシーへ配慮することを基本とし、障がいの種別に応じた対応に努めます。聴覚障がい者へは筆談による対応を行っています。	健康福祉課 社会福祉係 社会福祉協議会

第3節 権利擁護及び自立した意思決定の推進

現状と課題

障がいに対する理解を深め、虐待の防止や権利擁護に取り組むことは、「障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会」の実現の基本となるものです。

障がい者の権利を擁護するしくみには、福祉サービスの利用や日常生活上の金銭管理等を援助する「日常生活自立支援事業」と、後見人等が法律行為を代理する「成年後見制度」があります。「日常生活自立支援事業」は、県社会福祉協議会が担っており、町社会福祉協議会がその相談窓口としての役割を担っています。「成年後見制度」は、民法に基づく制度で、家庭裁判所に申立てをし、手続きをするもので、町ではその普及や利用支援に努めています。

また、十分な情報提供によって障がい者施策やサービスの情報をよく理解し、適切な支援を受けることは、自立した意思決定を実現するために必要です。アンケート調査の結果から、情報の入手先については、「町役場（町の相談窓口）」が最も多くなっているため、町としてわかりやすい情報発信に努めることが重要です。

本町における主な情報提供手段として、町の広報紙やホームページ等がありますが、障がい者や介助者の高齢化が進む中、これらの情報提供手段についても、よりわかりやすくなるよう、検討、工夫していく必要があります。

施策内容と主な事業

- 福祉サービスの利用、財産の管理等に関する権利を擁護するため、「日常生活自立支援事業」の利用を促進するとともに、地域生活支援事業の「成年後見制度利用支援事業」、「成年後見制度法人後見支援事業」により、「成年後見制度」の利用促進と後見人・後見団体の育成を図ります。

事業名	事業内容	担当課
日常生活自立支援事業 (金銭管理)	日常生活自立支援事業を通して、判断能力が不十分な方が地域において自立した生活が送れるよう、利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用援助等を行います。 社会福祉協議会と連携し、制度を周知することで必要とする方が利用できるように努めます。	健康福祉課 社会福祉係 社会福祉協議会
成年後見制度利用支援事業 成年後見制度法人後見支援事業	成年後見制度利用支援事業や成年後見制度法人後見支援事業を通して、成年後見制度の利用促進と後見人・後見団体の育成を図ります。	健康福祉課 社会福祉係

- 啓発活動を通して福祉施設・学校・医療機関等での権利侵害の未然防止を図るとともに、福祉サービス等に関する苦情については、「千葉県運営適正化委員会」(千葉県社会福祉協議会によって設置されている第三者機関)等と連携しながら相談・対応を強化します。

事業名	事業内容	担当課
権利擁護	福祉サービス等に関する苦情に対応する体制を整備し、適切なサービスを提供できるよう努めます。	健康福祉課 社会福祉係
福祉施設・学校・医療機関等での権利侵害の未然防止	障がいのある人に接することの多い福祉施設をはじめとする関係者に向けてチラシの配布、ポスター等の掲示等を実施し、理解の促進及び差別の解消に努めます。	健康福祉課 社会福祉係

- 家庭・地域での虐待や金銭詐取等に対して、防止ネットワークの強化に努めます。

事業名	事業内容	担当課
権利擁護 日常生活自立支援事業	金銭管理ができないなど、生活に困難を抱える障がい者には、日常生活自立支援事業の利用促進を図り、障害福祉サービスの適切な利用や権利擁護が適切に行われるよう努めます。また、家庭や地域での虐待防止や権利擁護を図るため、相談支援事業所や障害福祉サービス事業所と連携をとり、早期発見、早期対応に努めます。	健康福祉課 社会福祉係

- 町の広報紙やインターネットホームページ等の情報提供手段については、障がい者に配慮したものとなるように、検討、工夫していきます。

事業名	事業内容	担当課
広報おおたき発行事業	広報おおたきの情報を音声データ化したCDを図書館や各出張所へ配備することにより視覚障がいがある方も情報を取得できるよう工夫します。	総務課 文書広報係
アクセシビリティに配慮した情報発信	ホームページの情報を音声読み上げソフトに対応できるよう意識して掲載し、視覚障がいがある方でも取得できるよう工夫します。 ホームページの掲載内容についてアクセシビリティが一層充実するよう、年1回研修等を通じて職員の意識向上を図ります。	総務課 文書広報係



第4節 円滑なコミュニケーションの支援

現状と課題

視覚や聴覚、言語障がいや知的障がい、精神障がいの方が地域で生活していくためには、円滑なコミュニケーション手段の確保が不可欠です。

地域生活におけるコミュニケーション手段を確保し、緊急時にもコミュニケーションが可能となるよう支援します。

施策内容と主な事業

- 地域生活支援事業の「日常生活用具給付等事業」や「意思疎通支援事業」等を活用しながら、在宅でのコミュニケーションを支援する情報・意思疎通支援用具の給付を行うとともに、行事・イベント等での手話通訳・要約筆記等の活用を促進します。

事業名	事業内容	担当課
日常生活用具給付等事業	日常生活用具給付等事業を実施して障がいのある人の情報収集、情報伝達や意思疎通等を支援するための用具を給付します。	健康福祉課 社会福祉係
意思疎通支援事業	意思疎通支援事業を実施して障がいのある人の情報収集、情報伝達や意思疎通等を支援するため手話通訳者又は要約筆記者を派遣します。	健康福祉課 社会福祉係

- 緊急時のコミュニケーション手段について、障がい特性に応じたきめ細かな支援を図ります。

事業名	事業内容	担当課
緊急時の意思疎通支援	災害等の緊急時に避難所等で避難者の障がいの状況に合ったコミュニケーション手段を採用するほか、避難していない方に対しても状況確認を行います。	健康福祉課 社会福祉係

第3章 子どもへの支援体制の充実

第1節 乳幼児期の適切な保健・療育の確保

現状と課題

乳幼児期における疾病や障がいの早期発見、早期訓練・療育、発達支援は、機能の改善に効果があるだけでなく、子どもたちのコミュニケーションや社会性等の発達を促すためにも重要です。

本町ではこれまで、母子保健事業、子育て支援事業を通じて、乳幼児期における疾病や障がいの予防と早期発見に努めてきました。引き続き、障がいの早期発見や、子ども一人ひとりの特性に応じた支援の充実に取り組むことが重要です。育ちの遅れや障がい等の心配がある子どもに対しては、こども発達支援センターそらいろで児童発達支援事業が実施されるほか、同センターの協力により、町の事業である「おひさまキッズ」や、保育所等での相談・指導（保育所等訪問支援）等を実施します。

施策内容と主な事業

- 疾病や障がいの予防・早期発見を図るため、妊娠期の両親や新生児、乳幼児への健康診査や家庭訪問、健康教育・相談等、母子保健事業、子ども・子育て支援事業の充実に努めます。

事業名	事業内容	担当課
母子保健事業 子育て支援事業 保育所等訪問支援	母子保健事業、子育て支援事業を通じて、乳幼児期における疾病や障がいの予防と早期発見に努めます。育ちの遅れや障がい等の心配がある子どもに対しては、「おひさまキッズ」や、保育所等での相談・指導（保育所等訪問支援）等を実施します。また、保育園や学校と情報交換会を行うなど関係機関と連携して支援に取り組めます。	健康福祉課 保健予防係

- 育ちの遅れや障がい等の心配がある子どもについては、児童発達支援事業等、各種の療育・発達支援の事業の利用を促進していきます。

事業名	事業内容	担当課
児童発達支援事業 保育所等訪問支援	育ちの遅れや障がい等の心配がある子どもに対しては、こども発達支援センターそらいろで児童発達支援事業を実施するほか、同センターの協力により、「おひさまキッズ」や、保育園等での相談・指導（保育所等訪問支援）等を実施します。	健康福祉課 社会福祉係

第2節 特別支援教育の推進

現状と課題

「特別支援教育」とは、障がいのある幼児、児童・生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取り組みを支援するという視点から、一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善・克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うものです。

アンケート調査結果から学習や生活の支援ニーズは引き続き高くなっているため、関係部署で連携しながら一人ひとりに合わせた教育を推進します。

施策内容と主な事業

- 「特別支援教育コーディネーター」を中心に、職員の特別支援教育に対する理解の促進に努めるとともに、「特別支援学校」の協力を得ながら、児童・生徒一人ひとりの能力や個性に応じた特別支援教育を推進していきます。

事業名	事業内容	担当課
特別支援教育推進事業	各小中学校の特別支援コーディネーターを中心に研修を充実させるとともに、一人ひとりの状況に応じたきめ細かな指導を行います。また、各小学校に配置された特別支援教育支援員との連携のもと、チームとして特別支援教育を推進します。必要に応じ県立特別支援学校教諭に巡回相談を依頼し、専門的な立場からの指導・助言のもと、適切な指導を行っていきます。	教育課 学校教育係

- 支援が必要な児童・生徒に対して、教育指導面の「個別の指導計画」、福祉、医療等との連携計画である「個別の教育支援計画」、進路指導と卒業後のフォローについての「個別移行支援計画」を作成するなど、多面的な支援にあたります。

事業名	事業内容	担当課
サポートファイル 「おひさま」	教育課と連携し、サポートファイル「おひさま」の活用を促進し、支援を必要とする障がい児やその家族に対して一貫した継続的な支援を実施します。	健康福祉課 社会福祉係
「個別の指導計画」 「個別の教育支援計画」の作成推進事業	障がいのある児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズを正確に把握し、教育の視点から適切に対応していくため、特別に支援を要する児童・生徒に対し、「個別の教育支援計画」や「個別の指導計画」を作成します。 障がいのある児童・生徒は増加の傾向にあり、教育と医療、福祉、保健、労働等の様々な関係機関との密接な連携協力を推進するため、サポートファイル「おひさま」を対象となる児童・生徒に配布し活用します。	教育課 学校教育係

- 学校施設のバリアフリー化や安全対策、情報学習機材の充実等に努めます。

事業名	事業内容	担当課
学校施設のバリアフリー化、安全対策等	学校施設のバリアフリー化や安全対策に努めるとともに、情報学習機材の導入に向けた検討を進めます。	教育課 学校教育係

- 保健部門と教育部門が密接に連携しながら、一人ひとりの心身の状況に応じた適切な教育・支援の実施に努めます。

事業名	事業内容	担当課
おひさまキッズ事業 5歳児のびのび発達相談事業	発育発達で心配のある幼児とその保護者を対象に幼児の成長発達を保護者と見守るとともに、保護者の育児支援を行います。 また、保育園年中児を対象に集団行動を観察し、その結果をもとにスムーズな就学支援につなげます。	教育課 学校教育係 保育園係

第3節 就学前保育・教育の充実と放課後児童対策の推進

現状と課題

障がいのある子どもが地域でともに学び、育つことは、その子の将来の生活や地域社会を豊かにするためにとても重要です。

そのため、地域の子ども・子育て支援施設や療育施設、学校が連携しながら、障がいの状況や特性、発達の状況等に応じて、一人ひとりの個性や可能性を伸ばす療育・教育の推進を図ります。保育園や放課後児童クラブにおいても、小中学校と同様に、障がいや発達の遅れのある児童・生徒を可能な限り受け入れ、障がいのある子もない子も、ともに地域で育てる環境づくりに努めます。また、こども発達支援センターそらいろにおいて、児童福祉法の放課後等サービス、いわゆる障がい児の学童保育を実施しています。

今後も、保護者の就労等による保育ニーズに基づき、これらのサービスを充実させていくことが求められます。

施策内容と主な事業

- 障がいや発達の遅れのある児童へのきめ細かな対応を図るため、保育士、指導員等の人員の充実を図るとともに、保育所等訪問支援の活用や研修等の充実により、保育士、指導員等の障がい児支援・発達支援に関する知識・技術の向上に努めます。

事業名	事業内容	担当課
障がい児支援 児童発達支援	保育の場において、発達に偏りがみられる子、集団生活になじめない子（集団での理解が難しい、友だちとかわれない等）を支援します。	教育課 保育園係
保育士の資質向上	保育士のスキル向上を図ることで、個々に応じた対応や支援を充実させます。	教育課 保育園係
各機関との連携	各機関との情報交換や事業を共有することで、連携のネットワークを強化し、小中学校への継続した支援につなげます。	教育課 保育園係
保育所等訪問支援	保育所等訪問支援を実施し、障がいや発達に不安のある子どもが、集団生活の中で安心して過ごせるよう、保護者や保育園等の担当職員に専門的な助言や支援を行います。	健康福祉課 社会福祉課係

第4章 就労支援の強化

第1節 一般就労の促進

現状と課題

障がい者が地域ではつらつと働き、活動することは、経済的自立のためだけでなく、主体的に生きがいある生活を送るためにも重要です。

障がい者の一般雇用については、本町ではハローワークいすみをはじめとする関係機関と連携を図りながら取り組んでいますが、働く意欲や能力がありながら就労になかなか結びつかないことが多く、ハローワーク、障害者就業・生活支援センター等の各種関係機関では雇用の底上げや職場適応への支援などを行っています。

アンケート調査結果から、障がい者の状況に応じた就労の場の拡大が求められているため、引き続き圏域の市町や関係機関と連携して就労しやすい環境の整備に努めます。

近年、国では障がい者等が農業分野で活躍することを通し、自信や生きがいを持って社会参画を実現するという「農福連携」の取り組みを推進しています。本町でも農業資源を生かし、農福連携に取り組んでいけるよう、関係機関との連携を強化します。

施策内容と主な事業

- 関係機関と連携し、障がい者雇用にかかわる制度・施策の周知を図るとともに、企業等に対し、雇用や就労移行支援への積極的な協力を要請していきます。

事業名	事業内容	担当課
障がい者雇用にかかわる制度・施策の周知	夷隅地区自立支援協議会の雇用就労部会等で実施するセミナー等へ協力し、障がい者や企業に対し、障がい者雇用にかかわる制度・施策の周知に努めます。	健康福祉課 社会福祉係

- 大多喜町内の企業紹介を実施するうえで、各企業における施設環境や労働条件等の情報を掲載し、障がい者雇用の促進を図ります。

事業名	事業内容	担当課
就職情報案内事業	大多喜町内の主な企業を掲載したチラシを作成し、就職情報の提供を行い、障がい者の雇用の促進を図ります。	商工観光課 商工労政係

- 福祉的就労を行っている事業所や、障害者就業・生活支援センター等と連携しながら、就業面と生活面の一体的な支援を図っていきます。

事業名	事業内容	担当課
就業面と生活面の一体的な支援	障害者就業・生活支援センターを中心として就業面と生活面の一体的な支援を行います。必要に応じて中核地域支援センターと連携します。	健康福祉課 社会福祉係

第2節 行政自身の障がい者雇用対策の強化

現状と課題

職員数 48 人以上の地方公共団体の障がい者法定雇用率は、常用労働者の 2.3%以上となっています。令和 2 年 11 月現在、法定雇用率を達成している状況です。

しかし、町役場をはじめとする公的機関は、障がい者の雇用について、先導的役割を果たすことが求められることから、一層の雇用に努めていくとともに、職員の意識啓発や庁舎内のバリアフリー化を進めることが重要です。

施策内容と主な事業

- 行政自身が法定雇用率の遵守に努めるとともに、障がい者が働きやすいよう、職員意識の啓発や施設・設備等の環境整備を図ります。

事業名	事業内容	担当課
法定雇用率の遵守	現在は法定雇用率を満たしているため職員採用の募集は行っていない状況ですが、今後も庁内の法定雇用率の遵守に努めます。障がい者が働きやすいよう、職員意識の啓発や施設・設備等の環境整備を図ります。 また、庁舎内のバリアフリー化に取り組みます。	総務課 総務係

第3節 福祉的就労の促進

現状と課題

障がい者の自立と社会参加のためには、一般就労と同様に、作業・訓練等福祉的な就労の場が重要です。企業等への就職が困難な方への福祉的就労の機会の確保を図るとともに、労働部門と福祉部門が連携しながら、障がい者が就労や通所を安定的に続けていくための生活支援に努めます。

本町の障がい者は、町内や近隣市町村の就労継続支援（B型）事業所、就労移行支援事業所等に通所して福祉的就労を行っています。障がい者が意欲的に福祉的就労を行い、事業所が安定した経営を行えるよう、関係機関とともに支援を行っていくことが求められます。

施策内容と主な事業

- 各事業所において、障がい者本人の心身の状況や希望に沿った福祉的就労が今後も展開され、障がい者の自立と社会参加につながっていくよう、関係機関とともに支援に努めます。

事業名	事業内容	担当課
就労支援事業	就労継続支援（B型）、就労移行支援事業により、障がい者の状況に合わせた福祉的就労を支援します。	健康福祉課 社会福祉係

- 住民、企業等、行政が障がい者に適した業務を発注したり、授産品を活用したりすることを積極的に促進します。

事業名	事業内容	担当課
国等による障害者就労施設からの物品調達の推進等に関する法律	国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に関する法律に基づき、障がい者就労施設等で調達した調達品の公表、町の調達に関する方針をホームページで公表します。 また、障がい者就労施設等からの調達品を増やせるよう、庁内各課に協力要請を強化していくとともに、調達品の公表だけでなく、制度内容の啓発活動も検討します。	健康福祉課 社会福祉係

第5章 安全・安心な暮らしの確保

第1節 障がい者にやさしい公共空間の整備

現状と課題

障がい者が、地域で安全に安心して暮らしていけるよう、バリアフリー、ユニバーサルデザインの生活空間づくりを一層進めていくことが重要です。

バリアフリー法等の基準に沿いながら、障がい者が安心して外出し、身近な場所で憩い、ふれあうことができる公共空間づくりを推進します。

施策内容と主な事業

- 中央公民館等、バリアフリーになっていない公共空間について、計画的に整備を推進します。

事業名	事業内容	担当課
公民館管理運営事業	障がい者が安心・安全に公民館施設を利用するため、施設の改修工事を計画的に進めます。	生涯学習課 社会教育係

- 民間公益施設についても、バリアフリー化、ユニバーサルデザイン化に向けた改善への協力を要請していきます。

事業名	事業内容	担当課
民間公益施設のバリアフリー化、ユニバーサルデザイン化	バリアフリー工事の問い合わせがあった場合、バリアフリー工事にかかる補助金の支給に関する情報を提供します。	建設課 管理係



第2節 暮らしやすい住宅づくりの促進

現状と課題

暮らしやすい住宅は、在宅の障がい者にとって地域で安心して暮らしていくために最も大切なものです。自宅で暮らすことを望む障がい者が多いことから、今後も住宅をより安全で快適な場所に改善していくことが求められます。

施策内容と主な事業

- 民間住宅の改修については、各種制度の周知を図り、利用を促進します。

事業名	事業内容	担当課
定住化対策住宅助成事業	定住化対策住宅助成事業等の周知を図り、暮らしやすい住宅づくりに向けて支援します。	建設課 管理係

- 公営住宅の改修や建て替えの際にバリアフリー化、ユニバーサルデザイン化を目指すとともに、居住されている障がい者のニーズに合わせ、随時、手すりの設置等の改修を進めていきます。

事業名	事業内容	担当課
町営住宅管理事業	町営住宅管理事業等により、公営住宅のバリアフリー化、ユニバーサルデザイン化に取り組みます。また、ニーズに合わせ随時改良を進めていきます。	建設課 管理係

- 障がい者の住宅賃貸契約を支援する地域生活支援事業の「住宅入居等支援事業」を推進していきます。

事業名	事業内容	担当課
地域生活支援事業 住宅入居等支援事業	一般住宅への入居を希望している障がい者に対し、入居にかかわる必要な支援や調整を行い、障がい者の地域生活を支援します。現状として一般住宅への賃貸を希望する障がい者はいませんが、障がい者からの要望に合わせて対応します。	健康福祉課 社会福祉係

第3節 外出手段の確保

現状と課題

外出や移動の支援を充実させ、障がい者が安心して社会参加できる環境づくりを進めることが重要です。公共交通機関は、障がい者の日常生活のための重要な交通手段であり、設備面や運行面での一層の障がい者への配慮が求められます。

一方、障がい者の外出支援策については、障がい福祉サービスの中で、居宅介護の通院時の介助のほか、「同行援護」、「行動援護」、地域生活支援事業の「移動支援事業」等があります。また、経済的支援として、「福祉タクシー券給付」や「外出支援サービス」（通院、通所等でのタクシー利用助成）、「自動車運転免許取得費助成」、「自動車改造費助成」を行います。さらに、障がい者の社会参加を促進するため、こうした制度の周知徹底が求められます。

施策内容と主な事業

- 公共交通機関については、関係機関とともに、路線の維持・確保や利便性の向上、バリアフリー化、安全対策の充実等に努めます。

事業名	事業内容	担当課
路線の維持・確保や利便性の向上	公共交通を確保するため、不採算バス路線の運行によって生じた損失額の一部について、補助金を交付するとともに、いすみ鉄道に対し、千葉県及び夷隅地域2市2町で路線維持のために各種補助金を交付します。また、デマンド型乗合交通の検証運行を行います。	企画課 交通政策係
公共交通のバリアフリー化	交通事業者に働きかけ、路線バスの低床バスの普及を促進します。	企画課 交通政策係

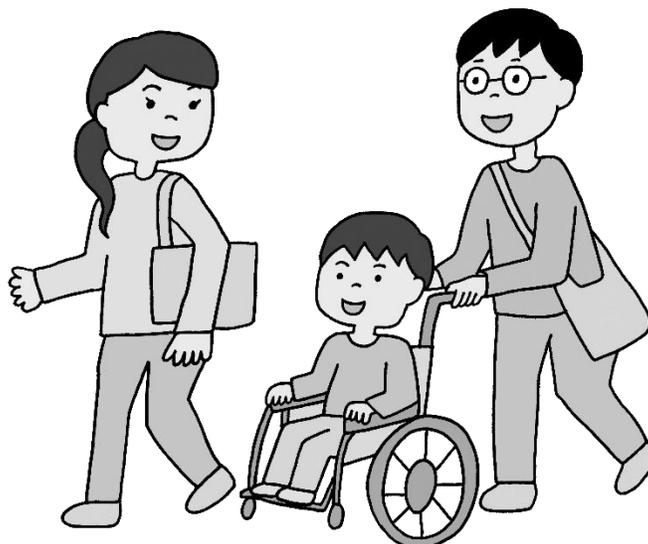


- 町道の整備の際には、車いす等の利用に配慮した段差の解消等、バリアフリーや安全性の向上に努めます。国道や県道についても危険箇所の解消等を要望していきます。また、交通安全教室等により交通安全に関する意識啓発に努めます。

事業名	事業内容	担当課
町道改良事業	地域の要望や安全性を重視し、町道の整備に取り組みます。	建設課 建設係
交通安全教室の開催	保育園、小学校及び中学校で交通安全教室を開催します。	総務課 消防防災係

- 外出支援策については、障害者総合支援法等に基づく既存のサービスの充実に努めるとともに、国等による経済的支援制度の一層の充実に要望していきます。また、多様な移動支援策の導入に向けて研究を進めます。

事業名	事業内容	担当課
障がい福祉サービス 地域生活支援事業	外出支援策について、障害者総合支援法等に基づく既存のサービスの充実に努めるとともに、多様な移動支援施策の導入に向けて研究を進めていきます。また、国等公的な経済支援制度の一層の充実に要望していきます。	健康福祉課 社会福祉係



第4節 地域医療の充実促進

現状と課題

地域で適切な医療を受けられることは、安心して生活するために重要です。地域医療については、妊娠・出産期の母子の障がいの防止・軽減に向けた医療、様々な症状の障がい児・者へのきめ細かい治療・リハビリテーション、交通事故等による中途障がいの軽減のための高次救急医療等を充実していくことが求められます。

また、「重度心身障害者医療費助成」や、障害者総合支援法に基づく「自立支援医療(更生医療、育成医療、精神通院医療)」の適切な利用を図っていくことも重要です。

施策内容と主な事業

- 関係機関と協力しながら、予防医療の充実や、障がいのある人が安心して受けられる地域医療体制づくりに努めます。

事業名	事業内容	担当課
未熟児新生児産婦訪問事業	子どもの発育発達、疾病予防や産婦の身体や育児のこと等について保健師が訪問し、相談を受けます。	健康福祉課 保健予防係

- 障がいの軽減や機能の改善、医療にかかる経済的負担の軽減を図るため、「重度心身障害者医療費助成」や「自立支援医療」の適切な利用を促進します。

事業名	事業内容	担当課
重度心身障害者医療費助成	重度心身障害者医療費助成により、医療にかかる経済的負担の軽減に努めます。	健康福祉課 社会福祉係
自立支援医療 (更生医療、育成医療、精神通院医療)	自立支援医療により、医療にかかる経済的負担の軽減に努めます。	健康福祉課 社会福祉係

- 夷隅郡市広域市町村圏事務組合消防本部、千葉県精神科医療センター等関係機関と連携しながら、精神科救急医療の充実を促進します。

事業名	事業内容	担当課
精神科救急医療の充実の促進	夷隅郡市広域市町村圏事務組合消防本部や千葉県精神科医療センターと連携を図り、精神科救急医療体制の充実に努めます。	健康福祉課 社会福祉係

第5節 生活安全対策の推進

現状と課題

社会的に安全や防災に関する意識が高まっているため、緊急時に備えたネットワークづくりの推進や適切な情報提供体制の充実が重要です。障がい者は、災害直後の情報の伝達から、救命・救助、さらには避難施設での生活に至るまで、あらゆる面で個別の支援が必要です。

また、緊急時に限らず日頃から地域での見守り・支え合いの関係を築いておくことが重要であるため、地域ぐるみで障がい者を見守る支え合いのネットワークづくりを進めます。

災害だけでなく防犯に関しても、知識の普及を図るとともに、地域における防犯活動を促進します。

施策内容と主な事業

- 災害時等の緊急時に備えて、地域ぐるみで見守り・支え合いのネットワークづくりを推進します。

事業名	事業内容	担当課
緊急時の見守り・支え合いのネットワークづくり	災害時等の緊急時に備えて、地域ぐるみで見守り・支え合いのネットワークづくりを推進します。	健康福祉課 社会福祉係

- 災害時の情報伝達や避難誘導體制の充実に努めるとともに、障がい者の避難生活を想定し、避難所等での備品等の整備に努めます。

事業名	事業内容	担当課
災害時の情報伝達や避難誘導體制の充実	自主防災組織設立の推進により災害時の情報伝達や避難誘導體制の充実に努めるとともに、障がい者の避難生活を想定し、避難所等での備品等の整備に努めます。	総務課 消防防災係

- 障がい者を含め、町民に対して、防犯知識の普及を図るとともに、地域における防犯活動を促進します。

事業名	事業内容	担当課
防犯知識の普及啓発、地域における防犯活動の促進	大多喜地区防犯組合連合会に補助金を支出し、地域における防犯活動を推進します。また、特殊詐欺対策の防犯活動に取り組みます。	総務課 消防防災係

第6章 健康で文化的な生活への支援

第1節 心と体の健康づくりの推進

現状と課題

障がい者施策としての地域保健には、障がいの原因となる病気等を予防すること、障がいを早期に発見して早期治療やリハビリテーションにつなげること、そして、障がい者自身の健康づくりを支援すること、といった役割があります。障がい者一人ひとりの生活の質の向上と、心身機能の維持・回復を図るため、ライフステージや心身の状況に応じた疾病予防・健康づくり・医学的リハビリテーションの取り組みを促進します。

施策内容と主な事業

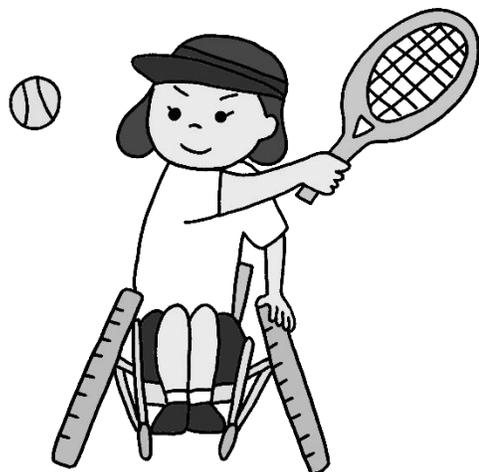
- 疾病予防については、「自らの健康は自らつくる」を目指し、町民の主体的な健康づくり活動を促進するとともに、各種健診や健康教育・相談、家庭訪問等、保健事業の充実を図ります。

事業名	事業内容	担当課
各種健（検）診事業 健康づくり支援事業	特定健診等の健診やがん検診を実施します。また、糖尿病重症化予防のために、保健師や管理栄養士による訪問指導や、運動事業等を実施します。併せて、各地区に出向き、生活習慣病予防のための「けんこう講座」を実施します。	健康福祉課 保健予防係



- 地域保健と産業保健、さらには学校教育、生涯学習・スポーツ等、様々な部門が連携しながら、ストレスやうつ、ひきこもり等に関するメンタルヘルス対策に取り組みます。

事業名	事業内容	担当課
心の健康づくり事業	自殺対策として、ゲートキーパー養成講座を行い、地域住民の見守り声かけを強化するとともに、心の健康についての講演会を行い、各自で心の健康の維持ができるよう支援します。	健康福祉課 保健予防係
町民カレッジ	町民の多様化する学習要求・課題に対し、幅広い人材を活用して講座、各種教室を開設します。	生涯学習課 社会教育係
リズムウォーキング教室	リズムに合わせて楽しく運動することで運動不足解消、健康増進を図るとともに運動の習慣化を促進します。	生涯学習課 スポーツ振興係
児童生徒に対するメンタルヘルス対策	全児童、生徒を対象にいじめや困りごと等のアンケート調査を実施します。また、問題を抱えている児童・生徒に対して面接を実施するほか、相談箱を設置し、随時児童・生徒の相談に対応します。	教育課 学校教育係



第2節 生涯学習機会の拡大

現状と課題

障がい者が地域の生涯学習活動に参加することは、障がい者自身の生活の質の向上や自己実現につながるだけでなく、町民の交流拡大や障がい者への理解促進に寄与します。

講座や学習機会を設け、参加者や社会の状況に応じて活動に参加する機会を確保するとともに、参加しやすくするための支援を実施する必要があります。

また、障がい者の生活を豊かにし、地域住民の障がいへの理解を深めるため、生涯学習活動やスポーツ活動、社会活動等、幅広い活動への参加を促進していきます。

施策内容と主な事業

- 障がい者の学習ニーズに応じた講座等の開設とその情報提供に努め、参加を働きかけます。

事業名	事業内容	担当課
町民カレッジ	町民の多様化する学習要求・課題に対し、幅広い人材を活用して講座、各種教室を開設します。	生涯学習課 社会教育係

第3節 スポーツ・レクリエーションへの参加の促進

現状と課題

本町の生涯スポーツ部門では、障がい者のみを対象としたスポーツ・レクリエーションの事業は行っていませんが、広く一般町民を対象にしたスポーツ事業等に、障がいのある人もない人もともに参加しています。

障がい者対象のスポーツ・レクリエーション事業がない中で、障がい者の活動機会を戦略的に増やす取り組みが、ノーマライゼーションの観点から有益と考えられます。

施策内容と主な事業

- 障がい者が、より気軽に、スポーツ・レクリエーション活動に参加できる機会づくりに努めます。

事業名	事業内容	担当課
パラスポーツ体験会	パラスポーツ体験会を行うことで障がい者及び障がい者スポーツへの理解を深めます。	生涯学習課 スポーツ振興係
リズムウォーキング教室	リズムに合わせて楽しく運動することで運動不足解消、健康増進を図るとともに運動の習慣化を推進します。	生涯学習課 スポーツ振興係